

広島県告示第 353 号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和 48 年法律第 110 号)第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 25 年 4 月 18 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県広島市中区小町 4 番 33 号 中国電力株式会社 取締役社長 苅田 知英
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県豊田郡大崎上島町中野 6208 番地 1 中国電力株式会社大崎発電所

2 申請の内容

74 特定事業場から排出される水の処理施設 1 基を設置する。また、汚水等処理施設 1 基を設置し、排水口を 10 か所設置する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その 1) 新設

種	類	74 特定事業場から排出される水の処理施設 (一般排水処理装置)
能	力	600 m ³ /日
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	平成 28 年 5 月 31 日
	使用開始予定年月日	平成 28 年 6 月 1 日

使用 方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		24時間連続 (なし)	
	項 目		通 常	最 大
	排出される 汚水等 の状態	水素イオン濃度(単位:水素指数)	6.5~8.5	
		化学的酸素要求量	10	15
		浮遊物質	10	15
		窒素含有量	35	100
		リン含有量	4.5	10
	アンモニア,アンモニウム化合物,亜硝酸化合物及び硝酸化合物		10	75
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)		205	360
汚水等の排出先		No1排水口		

(2) 汚水等の処理の方法

(その1) 新設

種	類	一般排水処理装置
形	式	栗田工業株式会社製
主要寸法(単位:m)		幅53.0×長さ58.0×高さ14.1
能力(汚水処理)		600m ³ /日
汚水等の処理方法		凝集・沈殿・ろ過方式
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	平成28年5月31日
	使用開始予定年月日	平成28年6月1日

使用の方法	汚水等の汚染状況 処理前処理後の	項 目	処 理 前		処 理 後	
			通 常	最 大	通 常	最 大
		水素イオン濃度（単位：水素指数）	2～13	2～13	6.5～8.5	6.5～8.5
		化学的酸素要求量	40	100	10	15
		浮遊物質	80	10,000	10	15
		窒素含有量	50	120	35	100
		燐含有量	4.5	10	4.5	10
		アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物	10	75	10	75
		大腸菌群数（単位：個/cm ³ ）	不検出	不検出	不検出	不検出
		排出される汚水等の1日当たりの量（単位：m ³ ）	205	360	205	360
		汚水等の排出先	No1排水口			

(3) 排出水の汚染状態及び量

(その1) 新設

排水口名	項 目	通 常	最 大
No1排水口	水素イオン濃度（単位：水素指数）	6.5～8.5	6.5～8.5
	化学的酸素要求量	11	16
	浮遊物質	10	15
	窒素含有量	35	100
	燐含有量	4.3	10
	アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物	10	75
	大腸菌群数（単位：個/cm ³ ）	260以下	3,000

	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	245	410
--	---	-----	-----

(その2) 雨水排水口 (No3, No6, No8, No9, No10, No11, No12, No13 及び No14 排水口) の設置

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 25 年 4 月 18 日から平成 25 年 5 月 9 日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部東厚生環境事務所環境管理課並びに大崎上島町保健衛生課